

平成16年(行ウ)第372号 住基ネット受信義務確認等請求事件

直送済

原告 杉 並 区

被告 東 京 都 外1名

証 拠 説 明 書 (4)

平成17年11月14日

東京地方裁判所民事38部合A2係 御中

原告訴訟代理人

弁 護 士 吉 川 基 道

同 藤 田 康 幸

同 市 川 和 明

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備考
甲33	鑑定意見書 原本	h17.10.28	兼子仁	住基法30条の5第1項が、市区町村長に、都道府県知事に対する本人確認情報の通知に関し、一定の裁量権限を認めており、段階的参加方式として、当面、通知希望者の本人確認情報のみを通知することとする市区町村長の裁量権行使を認めていること	
甲34	鑑定意見書 原本	h17.10.25	阿部泰隆	同上	

甲35	杉並区個人情報保護条例	写し	h17.10.14	原告	原告が、昭和61年に、目的明確化の原則及び利用制限の原則（OECD勧告）を踏まえて個人情報保護条例を制定し、「収集目的の範囲を超えた」目的外利用および「外部提供」について「本人の同意を得なければならない」としたうえで、「法令に定めがあるとき」を明確に例外として規定した事実
甲36	目黒区個人情報保護条例第27条の規定に基づく諮問について（答申）	写し	h15.7.17	目黒区情報公開・個人情報保護審査会	個人情報保護条例に基づく住民の接続中止請求を認容すべきものとする審査会答申が存在すること （甲33 兼子鑑定意見書17頁に引用）
甲37	目黒区個人情報保護条例第27条の規定に基づく諮問について（答申）	写し	h16.12.1	目黒区情報公開・個人情報保護審査会	同上
甲38	住民基本台帳にかかわる個人情報6情報に係る異議申立てについて（答申）	写し	h15.7.31	藤沢市個人情報保護審査会	同上
甲39	川口市個人情報保護条例第28条の規定に基づく諮問について（答申）	写し	h15.4.14	川口市情報公開・個人情報保護審査会	住基ネット接続を自治体首長の政策法務的選択として認容する審査会答申が存在すること （甲33 兼子鑑定意見書17頁に引用）

甲40	杉並区自治基本 条例	写し	h17.11	原告	原告が、住民の自治意識が 高いことなどの特定に対応 して、自治の基本的なあり 方、区民の人権や自主性・ 自立性を尊重すべきことな どを定めた条例を区の最高 規範として制定しているこ と
-----	---------------	----	--------	----	---